

第151期学理公示第5号

2026年7月19日

東京大学教養学部学友会理事会
議長 

学生会館委員会及び同運営委員会とのサービス統合及び組織統合に関する理事会方針（告示）について

理事会基本規則第41条第2項第4号により、学生会館委員会及び同運営委員会とのサービス統合及び組織統合に関する理事会方針（告示）（第151期学理議第11号）を別紙のとおり公示する。

学生会館委員会及び同運営委員会とのサービス統合及び組織統合に関する理事会方針（告示）について

1 学生会館委員会及び同運営委員会とのサービス統合及び組織統合に対する当理事会の取り組みについて

学生会館運営委員会は、委員不足や財政悪化により、4 月からの一時的な開館時間短縮及びサービス縮減を発表しました。これを受け、第 1 5 0 期本会文化部総会に議案が提出され、理事会において対応するよう求められました。当理事会は同委員会及び学生会館委員会に対して改善を働きかけるとともに、部室制度や課外活動スペースの現状に関するアンケートを実施し、理事会としての見解(<https://gakuyukai.org/files/2026/150Rkoji9.pdf>)を取りまとめました。

その後、6 月 4 日には「学生会館運営・課外活動スペースの問題に関する意見交換会」（以下、「意見交換会」とします。）を学生会館委員会と共催し、本会加盟団体及び会員の皆様からご意見を伺いました。

上記のようなアンケートや意見交換会で収集したご意見に加え、第 1 5 1 期学友会理事会方針案の採択について（第 1 5 1 期評議員会採択）3 も踏まえ、当理事会は、学生会館委員会及び同運営委員会（以下、「両委員会」とします。）との緊密な連携のもと、サービス提供の持続性を確保するとともに、両委員会とのサービス統合及び組織統合を模索すべく取り組みを加速させる所存です。

2 学生会館委員会及び同運営委員会とのサービス統合及び組織統合に関する理事会方針について

上記のような経緯及び評議員会での採択に基づき、当理事会は学生会館委員会及び同運営委員会とのサービス統合及び組織統合に関する理事会方針（告示）を決定しました。

（1）本文

第 1 5 1 期学友会理事会方針案の採択について（第 1 5 1 期評議員会採択）3 に基づき、次のように学生会館委員会及び同運営委員会とのサービス統合及び組織統合（以下、「本件」とする。）に関する方針を決定する。

1. 本件は、議長室の所管とする。なお、他部局の所管に関する事項の協議にあたっては当該部局の確認を、重要事項については理事会決議を要するものとする。
2. 当理事会の職員のうち、現在又は将来、学生会館委員又は学生会館運営委員を兼任する者が本件に参画することを承認する。
3. 本件について、学生会館委員会及び同運営委員会との協議を実施する。
4. 本件について、本会加盟団体及び会員からの意見を十分に聴取し、その利益に資するようあらゆる選択肢を模索する。また、4 月以降の一時的な開館時間短縮の一因として、利用者と同運営委員会との間に乖離があったことを確認し、利用者の意見をよりの確に反映させることを統合の目標の一つとする。
5. 当理事会と学生会館運営委員会は、部室、ロッカー、印刷、郵便物管理等の類似したサービスを

提供していることを確認する。

6. 両委員会との統合にあたり、規約、制度、財政、会費納入、職員、システム等の各面における課題への対応が必要であることを確認する。

(2) 説明

評議員会で採択された方針に基づき、当理事会として両委員会とのサービス統合や組織統合を検討するものです。

1 について、理事会内の所管を定めるものです。なお、重要事項については理事会決議を要するものとし、常に理事会内の合意形成を重視します。

2 について、両団体の統合に向けた協議を円滑に進めるため、学生会館委員や同運営委員を兼任する当理事会職員の本件への参画を予め認めるものです。

3 について、協議においては、規約改正を伴う組織統合やサービス統合などの統合の形態、規則の整合性、印刷機の契約も含む会計、人事・研修、荷物・郵便物、団体登録制度と学友会加盟制度、部室・サークルロッカー、電算・情報管理など、各業務分野の統合について検討することを想定しています。

4 について、本会加盟団体及び会員の利益に留意するものであり、意見交換会やアンケートによる意見聴取を想定しています。特に利用者との意見が乖離している点については、組織統合によって学生会館の主たる利用者である本会加盟団体及び会員の意見をより強く反映させることも想定しています。

5 について、当理事会と同運営委員会は、部室・ロッカー、印刷・郵便物、学友会加盟・学生会館団体登録など、類似したサービスをそれぞれ提供しており、利用者にとって複雑なサービス提供体制となっています。このような重複を解消して簡明なサービス提供体制を実現するとともに、施設管理やシステムを一元化し、利便性及び業務効率の向上を図る必要性があると認識しています。また、業務統合や窓口集約による経費削減によって財政基盤を強化し、健全な財政運営を維持するとともに、両委員会業務に係る活動保障費の引上げも視野に入れています。

6 について、組織統合にあたっては、規約、制度、財政、人員、システム等の各面における課題への対応が必要です。場合によっては学生会館規約改正が必要になるほか、学部や学生会館委員の選出母体との協議を進め、会費制度や負担の在り方を整理する必要があります。財政面では、財政基盤が強化される一方で統合に伴う一時的な費用増加や活動保障費の値上げもあり、中長期的な財政計画及び会計制度の再構築が必要です。さらに、安定的な人員確保、多機能化するシステムの保守体制の構築、監査制度等の内部統制の強化、効率的な窓口運営体制の整備を進める必要があります。また、自治団体が5つから4つに減り得ることは特に注意して検討する必要があります。以上を踏まえて、統合に際しては慎重に進めることが重要であると認識しています。